

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
平成29年度事業報告概要

建築士法に規定された法定団体として、自律的監督体制の確立に向け、単位会及び関係団体とも連携を図りつつ、以下の各種事業に取り組んだ。

- (1) 公共建築設計懇談会で「発注者支援業務の項目」及び「設計者選定方式の運用に当たっての留意事項の作成」について協議することとなったことを受け、公共建築における発注に関わる問題、設計者選定等の問題点について意見交換を行った。
- (2) 地方公共団体を対象に、発注関係業務に携わる技術系職員の公共建築工事に対する認識や業務報酬基準の適用割合及び最低制限価格の設定割合等、発注関係業務に関する実態調査を実施し、6月の建築士事務所協会全国会長会議（全国会長会議）で報告した。
- (3) 会員事務所を対象に、事務所の形態、経営規模及び労働時間等に関する実態調査を、Web回答方式で実施し、12月の全国会長会議で報告した。
- (4) 建築士事務所全国大会（和歌山大会）を開催し、その一環として、式典前日に次世代を担う若者を対象とした「青年話創会2017和歌山大会」を実施した。
- (5) 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会は、テキストを大幅に改訂し、42単位会・63会場で開催、4,124名が受講した。現在、37単位会が知事指定を受けている。
- (6) 法定講習である管理建築士講習及び建築士定期講習の受講者数は、それぞれ1,243名、13,139名であった。
- (7) 業務報酬基準（告示第15号）の改正検討が国土交通省により開始され、団体へのヒアリング及び事務所に対するアンケートへの対応等について検討した。
- (8) 宅建業法改正に伴い制度化された「既存住宅状況調査技術者講習」を実施するため、国土交通省に実施講習機関の申請をし、6月に登録の認可を受けた。テキストの編集、講習方法・講習枠組等の検討及び考査問題の作成等を行った他、講師講習会を開催し、単位会より112名の講師予定者が参加した。新規講習を43単位会、移行講習を27単位会で実施し、講習受講者は3,713名であった。
- (9) 既存住宅状況調査に係る契約書・約款について、同調査に即したものとなるよう検討した。
- (10) 「四号建築物」について、構造に関する計算・確認を行った書類（壁量計算書等）の保存の義務化、建築主への引き渡し義務化について意見をまとめ、国土交通省に提出した。
- (11) 共同要望運動の実施に当たり、今年度は昨年項目「骨子1. 業務報酬基準に準拠した契約をすること」及び「骨子2. 価格以外の要素を考慮すること」に、「業務委託内容を明確化した契約」及び「やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、適正な価格による「最低制限価格」等の設定を実施すること」を追加し要望書を作成した。
- (12) 改正建築士法の周知及び建築士事務所キャンペーンを実施するに当たり、各単位会にそれぞれ10万円を上限に助成した。
- (13) ホームページに、単位会で実施している事業・講習会・キャンペーン等の中で他の単位会にとって有益で興味深い情報を一覧にして閲覧できるように、[都道府県の協会情報]ページを新設した。
- (14) 日事連建築賞の募集要項に「新築にかかわらず増改築、改修等を含む建築作品であること」を明記し、リノベーション等の応募を促進した。
- (15) 「（一社）熊本県建築士事務所協会・日事連建築復興支援センター」の運営費として、昨年度に引き続き1,000万円を負担し、行政からの要請に応え被災者の建築相談や復興住宅の建設推進等に取り組んだ。
- (16) 適合証明技術者の追加登録希望者102名の受付を実施し、適合証明技術者登録数は3,854名となった。